

平成27年年1月6日

日本臨床心理学会事務局 殿

機関誌『臨床心理学研究』51巻2号に於ける 著作権侵害への対処請求

日本臨床心理学会会員・第20期運営委員会事務局長
日本臨床心理学会デコンストラクション世話人
戸田游晏

『臨床心理学研究』51巻2号の著作権侵害への公正な対処を求めます。

当事案は、当該巻号を戸田が落手した直後即ち平成26年初頭より、当該巻号の奥付に編集責務者として氏名が記載される各位に対し度重ね、申し立てを行ってきました。しかし現在に至っても、本件への応答は皆無です。

それどころか、山本勝美編集協力委員からは、戸田への名誉毀損を含む、甚だしい事実誤認に基づいた不当な質問状が、昨(26)年12月、学会事務局を経て当方に届きました。

これら不適正かつ不公正な行為に厳重に抗議し、以下の申し立て事由を当該巻号の発行責任者に再度ご確認頂きたく、改めてここに告知します。

『臨床心理学研究』51巻2号の著作権侵害概要及び対処請求事由：

『臨床心理学研究』51巻2号には第49回定期総会に関する複数の記事が、当該号の奥付に氏名のある者の責任に於いて、編集と掲載が行われた。

しかし本来第49回定期総会報告は、当該総会での報告と議事運営を行った第20期執行部の事務責任者戸田游晏が執り行う職務である。それにも関わらず、戸田の要請と抗議を黙殺を以て拒絶し、戸田の正当な執務権を奪い、事実を恣意的に歪曲した緒報告を機関誌・紙に記し、社会に広報した。

これは、触法が問われ、即ち職務著作認定の可否を裁判所判断に委ねねばならない、本学会理念に著しく違背する深刻な瑕疵である。

更に重大な著作権侵害即ち人格権の侵害は、個人著作である「第20期運営委員各自総括」の無断掲載と論旨・内容の無断改変である。

以上を改めてご確認頂き、本不祥事への誠実かつ公正な対処を求めます。

